

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年5月20日現在

機関番号：33917

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2009～2011

課題番号：21653046

研究課題名（和文）中国における陳情行動に関する実証的研究

研究課題名（英文）An Empirical Study of Petition-Activities in China

研究代表者

松戸 庸子（MATSUDO YOKO）

南山大学・外国語学部・教授

研究者番号：30183106

研究成果の概要（和文）：中国の陳情は「信訪条例」という行政法規の裏付けを持ち、合法化・制度化されている。しかし制度の設計意図と運用実態にずれが生じて①政治機能の委縮と救済機能への偏倚、②案件解決率の極度の低さ(0.2%)、③陳情人の処罰や迫害という3つの逆説が生じている。それでも陳情制度が存続する理由は、この制度が共産党による「大衆路線」を具現化したものであると同時に、支配の正当性根拠（家父長主義的温情主義やカリスマ信仰）の再生産にも貢献しているからである。

研究成果の概要（英文）：In China, the petition-activities are being legalized and systematized, legitimized by what it is called the “Petition Law”. However, a difference between the original intent and the actual implementation has gradually emerged, thus causing three major paradoxes: ① a greater emphasis on its relief function over the atrophied political function, ② an extremely poor rate of issue-solving (0.2%), ③ the petitioners suffering from punishments and persecutions. Nevertheless, the reason that is petition system remains in effect, despite these paradoxes, is that it both embodies the “mass line” of the Communist Party and at the same time contributes to re-enforce the validity (i.e. paternalism and charismatic faith) of the government.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,200,000	0	1,200,000
2010年度	1,400,000	0	1,400,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	3,100,000	150,000	3,250,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会学

キーワード：中国、信訪条例、大衆路線、陳情、行政拘禁、労働矯正、紛争処理、パターンリズム、

1. 研究開始当初の背景

(1)中国の陳情・信訪制度の研究は緒に就いたばかりである。特に日本では富窪高志の論文「中国の

信訪制度について」(2008年)がその嚆矢である。その論考は「信訪条例」の紹介やそれと関係法律（行政訴訟法や行政不服審査法）等の関係を法学

的視点から分析したにすぎず、他方で、法学分野も含めて、それに続く研究成果の報告も皆無であった。

(2)一方、陳情現象を産み出す中国国内でも、この制度が“人治”的色彩が強いことや、政治性も帯びる研究テーマであることから「紛争解決」研究や「行政救済制度」研究の中でずっとマージナルな位置に置かれてきたとされる。

(3)研究代表者の松戸庸子は「信訪制度による救済とその限界」(2009年発表)で、中国の信訪現象に関する初動の理論仮説は描くことができたのでその成果を起点として、上記の(1)や(2)の状況を踏まえて、本研究では、特に社会学的視点から中国の陳情制度に関する実証的な研究を実施しようと思いついた。

2. 研究の目的

中国的陳情の特性の抽出とその果たす機能の析出が本研究の中心テーマであった。以下が具体的な6つのレベルである。

(1)中国の陳情制度が共産党による統治・支配の存続に対して重要な機能を果たしているのではないか？この仮説を検証してみたい。それがいかなるメカニズムを通じて「支配の正当性」根拠の形成に貢献できているか、陳情活動と「大衆路線(群衆路線)」との関係に着目して、実証的な解明の端緒を開きたい。

(2)「信訪条例」で陳情や請願を奨励する一方で、ひとたび陳情に出た陳情者は拘束されて、「労働矯正」を中心とする行政処罰を課されるという日常化した現象が、陳情活動に諧謔的な印象を与えている。そのほか、成功率が0.2%(于建嶸の推定)と、陳情の効果が絶望的に低いにもかかわらず、「信訪制度」は廃止されず、2005年の「信訪条例」改正によって存続が決まった。陳情制度に纏わるこうした独特の不可解さは、一体いかなる理由に起因するのだろうか？

(3)陳情活動に対しては行政法規としての「信訪条例」によって事細かに規定されており、その規定からの逸脱には「違反」という文言が「信訪条例」の中に明記されているにもかかわらず、現実の運用の現場では、逸脱した陳情行動に対しては「違反」ではなく「不正常」という中国的なレトリックがしばしば使われている。その理由は何であるのか？「正常」陳情のフロー図に基づいて、「不正常」陳情の意味を考察する。

(4)拘束した陳情者達の「労働矯正所」への送致が日常化しており、陳情者に対する行政処罰の中で特徴的な位置を占めている。「信訪条例」第8条では信訪行為を奨励する条項があるにもかかわらず、何ゆえに行政処罰が適用されることが一般化しているのか？于建嶸が提起した「陳情—労働矯正(上訪)」という概念に着目して、「労働矯正」の制度史や運用実態を分析していきたい。

(5)陳情活動は「後戻りのできない道(不帰路)」とされるが、この点を個別のケースに基づいて、ライフサイクルや陳情者たちの家族・親族との関係も視野に入れて実態をつかみたい。研究協力者の杜斌(フォト・ジャーナリスト)の過去の取材対象に対する追跡調査を行うなどしてデータを収集・分析したい。

(6)「陳情研究」と「抗争政治(Contentious Politics)」と呼ばれる集合行動の研究との理論的な架橋を視野に入れて、両者の関係の予備知識の吸収や、今後の研究のために、研究者ネットワークの構築にも力を入れたい。

3. 研究の方法

当初の予定では①インテンシヴな聞き取り調査と②アンケートによるエクステンシヴな意識調査の2種類の調査を実施して、そのデータを踏まえた実証的な研究の実施を目指した。しかし中国側の研究協力者が海外で長期研究中であったほか、研究費の不足問題も障害となって、上記の研究手法の②は実施に至らず、実際に実現したのは①のヒアリング方法による調査と文献資料の分析のみであった。中国の現地で陳情者18名に対して1ケース当たり平均で90分程度の時間を使ってヒアリング調査を行った。その調査データの収集・整理・分析と文献資料の分析とが実際に遂行が実現した本研究の方法である。

4. 研究成果

(1)ヒアリングの結果の一部は整理して研究報告書『中国における陳情行動に関する実証的研究』に載せると共に初歩的な分析を行った。その主な内容は、労働紛争に関する陳情問題(担当:松戸武彦)、ダム建設に伴う立退き陳情者研究(担当:応星)、ダム建設立退き農民の追跡調査(担当:浜本篤史)、資料の翻訳・整理(「信訪条例」和訳、解雇労働者陳情、農村自治に絡む陳情、銀行員の福祉資源配分と解雇を巡る陳情の翻訳と整理と初歩的分析の論考4種:資料和訳は松戸庸子が担当

した；なお『本報告書』に乗せた松戸の論考4種のドラフトに推敲を重ねたものは、いずれも所属先大学の紀要『アカデミア』誌上などに発表している)が主な内容である。

(2)また、研究代表者の松戸庸子は東京(早稲田大学現代中国研究所)を拠点とする「信訪研究会」(一部でNIHUからの経費の補助あり)に参加して、3年間の研究成果を1冊の図書にまとめた。それは政治学者の毛里和子との共編著『陳情—中国社会の底辺から』で間もなく上梓する予定である(今年6月末に東方書店より発行の見通しで、現在は原稿の再校段階にある)。

(3)上記(2)の図書に掲載した松戸庸子の論文「陳情制度パラドクスと政治社会学的インプリケーション(仮題)」が本「挑戦的萌芽研究」の到達点を象徴的に表しているの、その要旨を紹介する。

①中国の陳情制度は合法化され制度化されたものであるにもかかわらず、固有の不可解さが付き纏っている。その不可解性は以下の3点である。i 政治機能の委縮と救済機能への偏倚、ii 案件解決率の極度の低さ、iii 陳情人の処罰や迫害という3つのパラドクスが生じている

②国務院が交付した行政法規としての「信訪条例」が陳情行動を大いに奨励する条項(第8条)を持つにもかかわらず、陳情者に対する拘束・拘禁や労働矯正措置の適用が頻繁に発生するのはなぜか？当局は処罰対象の陳情活動を「違反」ではなく「不正常」陳情と呼ぶのは、陳情活動の背景にある社会問題や不正への認識が広く社会的に共有されているからである。治安維持を至上命令として恣意的に各種の処罰規定を適用することに対しては、当局サイドにも固有の“後ろめたさ”という心理が作用し、固有の抑制規制が働いているからでもある。

③少なからぬ陳情者が経験する行政拘禁としての「労働矯正(労働教養)」措置の問題に関して、i 陳情研究第一人者の于建嶸(中国社会科学院農村発展研究所・社会問題研究センター主任)による「陳情—労働矯正(上訪労働教)」研究から「労働矯正制度史」の要点を抜粋整理し、ii 複数の陳情者へのヒアリング調査結果を含めて、「陳情狩り(截訪)」の実態、労働矯正措置決定の一連の手続きや、矯正所内部での人権抑圧の実態(職員の意識や行動を含む)を整理・分析した。

④この不可解な制度が存続する理由は、①中国

の信訪制度への理解と運用実態を通じて「よろず相談所」的な行政モデルの定着が強化され、翻ってますます「よろず相談所」的な陳情チャンネルに民衆が殺到する構造が出来上がっていること、②司法よりも陳情を選好する伝統的な法文化がいまだに根強く残存していること、③陳情制度が中国共産党の「大衆路線(群衆路線)」を具現化したものであり、共産党による支配の正当性意識(政治指導者に対するピエテート意識やカリスマ信仰)の再生産を担う作用を持っているからである。

最後に本研究の総括をしてみよう。

(4)特徴ある成果:中国人以外で陳情者に対する直接的ヒアリング調査を踏まえた研究はほとんど皆無で、この点に限っても「本研究が収集したデータや知見は貴重なものでとても価値が高い」と言っても過言ではない。また、中国人による過去の陳情研究の中では、ほとんどが法律学や政治学によるもので、社会学的な視点からのアプローチは少ない(中国政法大学社会学部の応星教授が社会学者であるのは例外である)。特に陳情制度の機能について、著名な中国人研究者(政治学者の于建嶸、法学者の季衛東や李宏勃など)が制度設計上の意図に注目するのに対して、研究代表者の松戸の視点は社会システムの維持や変容に対する正負の貢献という、社会学的な機能論を足場としたことで、従来の研究に欠けていた「陳情制度が共産党支配の正当性根拠の強化に貢献している」という斬新な視点を開拓できたのは特筆に足る。

(5)残された課題①:当初の研究目的に照らした場合、残された課題はより多くのヒアリングデータの収集と全資料の整理と公開、エクステンシヴなアンケート調査の実施、陳情研究が必然的に到達する集団騒擾事件(中国語で「集体事件」、「突発事件」)等の集合行動研究へ架橋していく理論図式の構築である。

また、本「挑戦的萌芽研究」が行きついた中国の統治モデルの一端の解明からさらに一步進めて、中国の平均的な公民としての陳情者の意識や行動の分析を通じて民主化の推移も視野に入れて、今後は、共産党統治の正当性保持に貢献する制度装置のより精密なメカニズムの解明や、共産党統治下の政治システムの動揺を促す動因の分析につなげて行きたい。

(6)残された課題②:研究のネットワークづくり

に関しても基礎の構築は達成できた。応星や李宏勃を日本での研究集会での報告のために招へいし、研究代表者の勤務先大学で講演会を開くなどを実現した。また、今後の集合行動の共同研究の実施に当たっても、実績のある中国人研究者との初動的な関係にはこぎつけることができた。今後は厳密な意味での共同研究の実現可能性を図りたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計4件)

- ① 松戸庸子、中国における陳情者拘束・強制送還に見る行政と市場の協同—警備会社へのアウトソーシングをめぐる—、アカデミア・社会科学編、査読無、第3号、2012、全14頁 (初校終了段階)
- ② 松戸庸子、合法的「信訪制度」がなにゆえに行政拘禁を招くのか、アカデミア・社会科学編、査読無、第2号、2011、pp. 17-37
- ③ 松戸武彦、中国社会・産業の現在—工業化・産業化を如何に見るか、現代社会の構造と分析、査読無、No. 8、2010、pp. 82-120
- ④ 松戸庸子、改正条例に見る「信訪制度」の意図と成果の乖離、アカデミア・人文社会編、査読無、第91号、2010、pp. 347-373

[学会発表] (計1件)

- ① 松戸庸子、「信訪制度」再考、信訪研究会、2010年10月15日、早稲田大学現代中国研究所

[図書] (計2件)

- ① 毛利和子・松戸庸子 共編著、東方書店 陳情—中国社会の底辺から、2012年、約350頁 (現在再校段階で予測頁数)
- ② 松戸庸子編著、自費出版、中国における陳情行動に関する実証的研究 (調査報告書)、2012年、158頁 (執筆者：松戸庸子、松戸武彦、浜本篤史、応星、杜斌)

[産業財産権]

○出願状況 (計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：

番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況 (計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

松戸庸子 (MATSUDO YOKO)
南山大学・外国語学部・教授
研究者番号：30183106

(2) 研究分担者

松戸武彦 (MATSUDO TAKEHIKO)
南山大学・総合政策学部・教授
研究者番号：10165839

(3) 連携研究者

浜本篤史 (HAMAMOTO ATSUSHI)
名古屋市立大学・大学院人間文化研究科・准教授
研究者番号：80457928
(H22のみ研究分担者)

(4) 研究協力者

応星 (YING XING)
中国政法大学・社会学部・教授